ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第35号　2015/5/15

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】カジノ法(ＩＲ立法)案再提出-どこまでもカジノ馬鹿等！-、裁判情報、宝くじ裁判準備書面(3)

**カジノ法（ＩＲ立法）案再提出**

**――どこまでもカジノ馬鹿等！――**

　4月28日、自民、維新、次世代三党ら有志議員は、カジノ法案を衆院に再提出した。ＩＲ議連の細田会長は、今国会成立を目指すという。三度目の「狼」を「遠吠え」に終わらせるかどうかは国民の斗いによる。皆さん、カジノ法反対の声を広めましょう。

　既に5月8日朝日紙、11日読売紙、13日愛媛紙、高知紙と続々社説レベルでの批判があった。どこのメディアの世論調査でも反対が多いのに、議員を集めてカジノを推進させる力は、ＩＲで金儲けを目指すギャンブル、観光産業、建設ゼネコンら関連企業の“買収金力”である。

　マネーローンダリング、ギャンブル依存症などのカジノの弊害は推進側も承知だが最小限にできるとし、プラスの経済効果は誇大宣伝し、マイナスの経済効果は過少又は無視して「幻想」をふり撒く。金儲けのためなら賭博開帳もＯＫというアベノミクスの地方再生など、全く狂っているという他ない。

　ＶＩＰカジノの主流ギャンブルは、スロットの機械式ギャンブルではない。卓型はルーレットよりもバカラ。このバカラ（baccara仏語）は、トランプカードを使う、追丁カブに似たものである。カジノは客に高額の賭けを勧める。それはカジノ側が大金を賭ける輩（やから）を馬鹿な連中「馬鹿等」と侮って呼ぶのではない。ＶＩＰ客は有難い客なのである。バカラは伊語では「ゼロ」「破産」の意味でも使われる。カジノでは営業主（胴元）が必ず客から収奪でき、儲かるようにルールが定められている。その営業主は民間企業者である。この特権事業者から金を受領できるようにしようというのが、カジノ議員である。

真面目な市民を賭博に誘い、日本の国民からも収奪をするカジノを推進する議員は、「馬鹿等」であろう。

【裁判情報】大阪地裁　平成２６年（ワ）第６６８３号事　宝くじ販売差止請求事件

　次回期日：平成２７年７月８日（水）午後１時１５分　　８０８号法廷（傍聴可）

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会

平成２６年（ワ）第６６８３号

宝くじ販売差止等請求事件

準備書面（３）（平成２７年４月１５日提出）

**第１．被告らの宝くじの販売の違法性―立法の趣旨と現在の隔絶した事情変更と証票法及び地方財政法による発行権限の喪失**

１．はじめに　―１９４７年当時と今日の隔絶した財政状況

　被告らは、宝くじの販売（発売）そのものが証票法そのものに依拠しているというが、証票法の１条以下の要件、地方財政法３２条の要件を現在も満たしているとの点については具体的に述べていない。

　被告らの主張は、証票法と地方財政法にいう太平洋戦争ないし大東亜戦争の戦災復興の趣旨の「当分の間」の意味を空文化している。ここに規定される「当分の間」とは、急激なインフレーション下にあった１９４６～１９４９（昭和２１～２４）年のことで、証票法１条にあるように当時の「経済の現状に即応して（限定した趣旨の）当分の間・・・浮動購買力（国民のタンス預金ともいうべきもので政府がコントロールできないお金を含む購買力のこと）を（国民から）吸収し、もって地方財政資金の調達に資することを目的とする」ものだった。

　つまり、戦災復興の緊急時にインフレーション抑制のため、購入資金が市場に出ないようにし、当時は国も地方公共団体も財政力が窮迫した事態の下であり、地方交付税などでもとても不足しており、地方債の発行もままならない時代の地方財政の一時しのぎのものだったのである。

　いうまでもなく、１９５０（昭和２５）年ごろまでの「破壊的」とまでいわれるインフレーションは、１９５４（昭和２９）年までには落ち着いており、朝鮮戦争の一方で国や地方公共団体の財政も大きく改善していった。ましてや１９６０年代の戦後めざましい経済成長の下で日本の財政は本来の税収その他の収入が著しく伸び、日本は米国に次ぐ経済大国となり、政府はもちろん東京都から全国の道府県・政令市までの地方自治体をみても、世界レベルで上位の財政力を有している。

　ちなみに、東京都では１９４７年度の一般会計決算は７８億５８４９万円であった。２００４年度には６兆３０９５億円（億円未満切捨て、以下同）の歳入、６兆４１７億円の歳出となり、そのレベルはヨーロッパの中堅１国レベルである。

　また、大阪府にしても、１９４７年度の財政規模は２４億円の歳入であったものが、１９６５年度には１４９３億円の歳入、１４７０億円の歳出、２００４年度には２兆６５０３億円の歳入、２兆６５３０億円の歳出、２０１２年度には２兆７８２１億円の歳入、２兆７５１４億円の歳出となり、そのレベルはヨーロッパの小国レベルである。

　なお、宝くじ発行資格のある全都道府県の財政の実質収支をみると、２０１２年度には５０兆９３７２億円の歳入に対し、４９兆４８１８億円の歳出になっている。

このような戦後７０年を迎える２０１５年の今においてなお、太平洋戦争（大東亜戦争？）による戦災復興の旗印を掲げて、本来は刑法の下で許されない賭博、富くじ販売行為を続けることは、およそ良識のある地方自治体とはいえない。

２．宝くじ発行の開始と拡大及び発行状況について

（１）１９４５（昭和２０）年７月、軍国経済の下「勝札」が始められたが、抽せん日は戦後の８月２５日であったため「負け札」の異名をとったと、「目で見る宝くじ３０年史」（第一勧業銀行／被告みずほ銀行の前身　以下、３０年史という）は語る。その後、臨時資金調整法という旧法令化で「宝籤」が発行されたが、タバコ（ニコチン）依存者を狙った宝くじ４枚（４０円分）で煙草きんし１０本と引き換えるというもので、１９４５（昭和２０）年度の総発行額は４億２０００万円（うち勝札２億円、宝籤２億円）だった。

　１９４６（昭和２１）年度は、政府による雑くじ（スピード、三角、クローバー、競馬、相撲、野球など）の時代となり政府くじの発行額は１６億６８００万円、これに加えて地方くじ（福井県など）は２億１０００万円で、総発行額は１８億７８００万円であった。

１９４７（昭和２２）年度は、最高賞金を１００万円までにし、発行額は地方くじ５億９０００万円、政府くじ２９億６２００万円で全体で３５億５２００万円であった。この地方くじのうち、東京都は１億５００万円の発売で、仮にうち４０％が収入となっても約６０００億円という収益レベルである。

１９４８（昭和２３）年度は、政府くじ３４億２００万円、地方くじ１３億１９００万円だった。この１９４８年には５大都市にも発行権を与える「当せん金付証票法」が制定された。

以来、宝くじは政府くじ中心だが、１９４９（昭和２４）年度は総発行６４億４７００万円、１９５０（昭和２５）年度は減少して４２億６０００万円で、１９５１（昭和２６）年度は最高賞金を４００万円としたが４１億６３００万円の発行だった。以来、１９５２（昭和２７）年度は３９億７８００万円、１９５３（昭和２８）年度は４０億４８００万円（うち政府くじは３１億４０００万円）の発行だった。そして、政府くじ（１枚１００円、１等４００万円など）はこの１９５３年度で発売終了している。

この政府くじ発行の廃止理由とその閣議決定は訴状で述べた。朝鮮戦争を経て日本の経済の安定化で、インフレーション抑止のため浮動購買力の吸収や戦災復興という下での宝くじ存続意義は無くなったといえる。

１９５４（昭和２９）年度からは地方くじを全国くじと呼び、３６億３２００万円発行、１９５５（昭和３０）年度は３８億８００万円、１９５６（昭和３１）年度は４２億５２００万円、１９５７（昭和３２）年度は４３億８０００万円、１９５８（昭和３３）年度は４５億２２００万円と少しずつ発行額を増やし、１９６５（昭和４０）年度には５９億８１００万円（１枚１００円、１等７００万円の宝くじなど）に及んでいる。これは戦後の一時的な宝くじの経済市場を利権として受け継ぎたい宝くじ事業者らの狙いによるものだった。

そして、１９７４（昭和４９）年度末まで３０年間の総発行額は２１７０億２９００万円であったという。（以上、３０年史１４４頁）

（２）この宝くじの利益配分の仕組みは、３０年史によると１枚１００円の内訳は、全当選者への賞金が約４２円（うち時効により発行体に帰属分も含む）、発行体（都道府県）約３８円、その余は受託経費約２０円（内訳：受託銀行約８円、宝くじ協会（宣伝受託）２円、売り捌き手数料１０円）とされている（３０年史１６４頁）。これは、宝くじが一貫して先に原告が指摘した庶民からの「ボッタクリくじ」であり、受託経費関係者の経費と報酬が２０％弱という利権事業であることを示している。

　この本質は現在もほとんど変わらない。宝くじは世界最大級の夢をふり撒く「詐欺くじ」である。

　では、宝くじの収益は全国の地方自治体の財政収入の中でどれだけの位置を占めるのかを検討する。

２０１２年度５０兆９３７２億円の歳入中、宝くじ収益は約４０００億円弱というもので、今日では全財政収入における割合０.７％というレベルであり、存在意義は失われている。

　ちなみに、現在の公式サイトでは、平成２５年度の売上実績額９４４４億円のうち、４６.５％（４３９５億円）は当せん者への当せん金、４０.３％（３８０４億円）は発行元全自治体、１１.９％（１１２５億円）は印刷・売り捌き手数料、１.３％（１２０億円）は社会貢献広報費というが、実質販売事務手数料は約１３．２％の１２４５億円に及んでいる。かつての高額手数料２０％への批判をうけて少し抑えたに過ぎない。実は、事業に関連する企業の利権が巨大なものなのである。

３．大阪府の宝くじにみる著しい目的の変更と喪失

（１）以下、具体的に被告大阪府らの事情を見れば、戦後の地方財政窮迫下という時代（証票法制定後まもないころ）の自治体の収支と現在の収支の比較から、目的と役割の喪失もわかる。

　大阪府の統計は必ずしも正確かつ十分に公表されていない。１９４８（昭和２３）年度の府の歳入総計は６２億５６７６万円（万円未満切捨て、以下同じ）、歳出総計は５５億８７９９万円という。そして３５６１万円が当せん金付証票発行費と報告されている。これに対する宝くじ収入は明確でない。（もっとも、３０年史によると、同年度の２４府県の売上は１０億８８００万円であった。その１割のうち３８％が府の収入とすれば４１３４万円の収入となり、発行費を差し引くと純収益は５００万円ほどとなる。）

　１９５０（昭和２５）年の府の収入は１３９億２３９８万円（万円未満切捨て、以下同じ）、歳出は１５０億９０２９万円であるが、その収入は約６９億円の税収　２４億円の国庫支出金、１１億円の繰越金が中心で雑収入７億円の内訳ははっきりしない。もとよりこのうちにあると思われる宝くじ、競輪、競馬、競艇などの収益事業収入ははっきりしない。

今日の地方公共団体の歳入歳出科目の会計と解釈では、収益事業事業収入は①延滞金、加算金、過料、②預金利子、③公益企業貸付金元利収入、④貸付金元利収入、⑤受託事業収入、⑥利子割精算金収入、⑦雑入（弁償金、違約金、過年度収入etc）と共に「繰入金」として記載される。しかし、１９４８年当時、府営競馬、競輪は特別会計とされ、１億円余の収入と１億円余の支出で目立つほどの純収益もあげていない。

さて、３０年史では１９５０年度は全府県市で１０億４９００万円の発行があったとされているが、そのうち２３府県、東京都を除く５政令市や１０市の発行額から考えると、大阪府はそのうち１０分の１を超えないとみられ、約１億円を売り上げても約３８００万円の収益レベルである。

また、１９５１（昭和２６）年度の府の収入（歳入）は２００億１８万円であるが、競馬、競輪の特別会計決算は競馬は収支共３億４１７１万円、競輪は収支共１３億４３２１万円であり、純収益は少ない。また、当せん金付証票発行費３１６８万円を支出している一方、雑収入３億９３６０万円のうちどれだけが宝くじ収益金なのかはっきりしない。しかし、３０年史によると１９５１年度の府県くじ６億１３００万円の発行が１４府県でなされ、その１割が大阪府の売上として、その約３８％が収益とすれば１２００万８０００円となり、発行費にも満たない収益計算となってしまう。

すなわち、当時の府の宝くじによる財政収入は不明確であるも、当時でも地方宝くじは全体の地方財政収入に比して大した貢献を果たしていなかったといえる。

ちなみに、大阪府は１９４８（昭和２３）年度では、堺市戦災復興事業費として１５５４万５００円と戦災復興事業監督事務として１１７万円という「戦災」の名のつく支出項目がある。これは、宝くじ事業ではなく一般事業として戦災復興事業は必要だったことを示している。

宝くじ収益が地方の戦災復興というのは、当初から刑法違反を隠して富くじを販売をする「いちじくの葉」であったとえいえよう。

そして、１９５０（昭和２５）年度には「戦災復興」の財政支出項目も消えている。

このように、当時でも宝くじの収益がなければ大阪府が真に財政運営できないレベルのものでなかったのである。

そして、３０年史によれば、１９４８（昭和２３）年度以降、例えばわずかではあっても宝くじを発行する府県は一時的に増えたが、１９５３（昭和２８）年度には１２府県となり、１９５４（昭和２９）年度以降は政府くじがなくなって地域くじとなった。

（２）このように府の統計資料が十分でないため、原告らは今回大阪府公文書館でも調査した。これによると、この敗戦後昭和年代の富くじないし宝くじの発行は、刑法１８７条により富くじの発売、取次、授受が刑罰をもって禁じられている下で特別の例外条件により許されていること、そのため戦災復興の目的のため、国と都道府県、政令都市に限りその必要性を厳正に点検し特別の許可の下に発行が許されるということが公文書上も確認できた。

　大阪府が、昭和２２年７月に地方宝くじ発行計画をつくり、当時は内務省（現総務省）地方局長に提出しているところによれば、大阪府復興寶くじは昭和２２年１２月～２３年１月に発行額５０００万円のスピード式でなし、政府納付金が１０００万円、所要経費２３００万円、府の収入１７００万円とし、大阪府戦災復興事業に充当するとしている。結局、国と府が２７００万円（全体の５４％）をとり、配当額を含むと思われる「経費」が４６％というものだった。

　実は、昭和２２年当時は国（内務省、大蔵省）も、地方自治体は多くの起債の下でなければ運営していけず、その公債発行を認めて地方債の「消化」を円滑にするよう全国に通知していた。その通知の中で「地方寶くじについて」について活用することも促している。こうして発行されたのが上記寶くじだった。

　この大阪府の宝くじは、具体的には府下に宝籤住宅２００戸を計画しており、実は戦災で窮迫した住宅事情の下で、大阪府復興寶くじ売上収益金をもって国庫補助金事業を補綴しようとするものであるとしている。発行計画によれば、当時大阪府は、戦災者、引揚者など著しい住宅難、住宅困窮にあることが記され、その住宅は解体移転住宅は１４６戸、組立住宅は木造杉皮葺平屋二戸建てで７０戸、１戸建坪１０坪のパネル式組立によることまで詳しく企画申請されている。

それは大阪が焼け野原となって住居が何万戸も失われバラックばかりの当時としては「焼け石に水」よりましではあったろう。こうして昭和２２年には寶くじ住宅は１２戸が建設された。その請負工事は昭和２３年１１月１日に清水組らと請負契約（１２戸を分割して１戸あたり総額７８０００円）をし、１１月８日までの１週間で計画から建設までが行われたとの工事竣工調書が１２月６日付で作成されている。

　このように昭和２２～２３年の寶くじの発行は、文字どおり戦災復興のためにその資金の一部を捻出せんとしたものであり、その許可は芦田均、吉田茂など総理大臣の許可手続の下に例外的にやむを得ない宝くじ発行として認められたのだった。以後、昭和２３年以降の証票法における宝くじ発行も戦災復興に限られたものだった。

（３）念のため原告らは、大阪市公文書館でも調査を行ったところ、大阪府より詳しいものが残されていた。

　①　大阪市の宝くじは、昭和２３年証票法により昭和２４年８月に第一回大阪市復興寶くじが、戦災にあった大阪市の復興に欠かせないとして「清掃設備事業資金充当のため」として４５００万円の発売総額、開封式１枚３０円、昭和２４年８月２０日～９月１０日までの発売期間という計画で実行されている。

　この収入金は４５００万円だが、所要経費総額は２５１６万９０００円（５５．９３％）で日本勧業銀行に委託されたものだった。経費の内訳は、当せん金総額１８６９万円、売り捌き手数料３６０万円（８％）、当せん金支払手数料１９万１５００円、証票作成費５６万２５００円、発売事務委託料１１２万５０００円、宣伝勧奨費１００万円などで、純収益１９８３万１０００円（４４．０７％）であった。

　この宝くじの発売の趣旨は「終戦後の保健衛生の改善向上の緊急性が叫ばれ、・・・戦禍により清掃事業運営の中心となる施設・器材を殆ど焼失し、事業推進に大きな支障を来していた。・・・これら施設の復旧整備計画をたて、重点的に実施に移してきたのであるが、地方財政の窮迫及び中央の起債抑制にあい、・・・計画量の一割にもみたない状態で、一方においては人口の増加に比例して日毎に排出される汚物塵芥の量は・・・保健衛生上危険な事態を生ずる・・・これら汚物・屎尿の処理に完全を期す必要に迫られている。当市においては本年度１４０，０００，０００円の復旧整備事業を計画したのであるが、その起債承認額は１０，０００，０００円に抑えられ、・・・現在の財政事情では多額の事業資金を捻出することは至難であるので、本計画による清掃事務所二ヶ所、人夫寄場三ヶ所、公衆便所五ヶ所外各器材の新設並に購入費１９，８３１，０００円は宝くじ収入にもとめ・・・」としている。

　かくて、奨金付与として一等１００万円３本から六等２０円４５万本まで、当せん率３０．６％の宝くじが発売された。

　②　第二回大阪市復興寶くじについては、第一回に続き、焼土となった大阪市の戦災復興のため、学園施設の整備資金を目的としている。

その発行趣意書には、戦災によって戦前３７２校中２０４校が全半壊し、復旧は１２８校で約１０００教室が不足し、２０００学級が二部教授となっており、２４年度は中学校の整備の国庫補助は未決定で小学校関係の復旧で４６００万円が認められたに過ぎず、増加する学童の収容は困難とし、宝くじの発行による皆様方の御手元にある資金を吸収し、主として教室の確保、保全、修理に重点をおいて延５８４校に亘り強力な対策を講じる計画をしたという。

　また、発行総額は１億円、開封式１枚５０円として、一等１００万円から６等３０円又景品として学童服、石鹸を当て、１．９本に１本の割とし、今回は各学校及びＰＴＡを通じて直接皆様方の御家庭に勧誘に伺う方法をとるとしている。

　まさに、学校整備のために余力のある保護者らから半ば篤志にも頼るものであった。

　当せん率は５２．５％で学校宝くじ売出本部長は市の教育長であった。そして、純益は売り捌き額の約４５％であるが、その半額以上の部分については各校の宝くじの消化（売上）に応じた割合でその学校に充てるというものだった。かくて能力に応じた消化目標額が定められていた。

（４）このように、大阪府、大阪市の宝くじは、まさに戦災復興のために限られたものであった。府は少しでも住宅供給を増やしたい、市の環境衛生当局関係のものはその清掃・衛生職場関係の者が、学園関係のものは教育・学校・ＰＴＡぐるみで協力するという、まさに戦災後の緊急事態への対応のものであった。

　ところが、このような戦災による財政上の特別の必要などは年々薄れていったことは言うまでもない。

昭和２９年２月１２日の宝くじ廃止の閣議決定については訴状で述べたが、戦災後の財政難のため「地方宝くじは・・・当分の間これを継続するが、今回の政府宝くじ廃止の趣旨に則り、将来適当な機会においてなるべく早く全廃することを目途として運営すべきものとする」との決定を無視しているのである。

（５）大阪府は平成２５年度宝くじで収益金（収入金）１４６億円を得ているというが、近畿の宝くじ発行事務を府費職員に稼働させ、過去からの事業を継続しているにすぎず、積極的に宝くじ事業を府の目的事業として行う意義はない。むしろ、その目的は、宝くじ事業の下で収益事業を扱う現みずほ銀行、くじ販売の再委託業者、また国や地方公共団体の公務員の天下りと出向、退職公務員らで支えられる宝くじ利権事業を守ることでしかない。

４．東京都における宝くじの目的変更と喪失

東京都については詳しく調査中であるが、東京都も資料保存ができていない。しかし、大阪以上に空襲等による戦争災害は大きく、その１９４８（昭和２３）～１９５０（昭和２５）年当時の宝くじ発行の実情は同じといえる。

東京都は、敗戦直後から激しいインフレーションの下で財政は厳しい状態だった。そのため１９４７（昭和２２）年度、１９４８（昭和２３）年度共、経済の見通しも困難で、「骨格予算」で出発し、必要な経費は追加予算で対応する状況であった。１９４７年度は一般会計決算は７８億５８４９万円であったが、１９４８年度には決算で１８３億１４５４万円になっている。

このような財政下の１９４６年、臨時資金調整法の下で地方宝くじも可能となり、東京都は１９４７年３月、第１回東京都復興宝くじを１枚１０円、総額５０００万円で発売している。これは戦災復興のため、具体的に本所病院等の復旧事業資金だったという。

当せん金付証票法による宝くじは、１９４８年１０月の第５回東京都復興宝くじで、１枚２０円、総額１億円が発売された。以後、東京都の宝くじは、保健所、学校、住宅のためとされている（「東京都政五十年史　事業史Ⅲ」　なお、３０年史では、東京都が昭和２２年度は１億５００万円、昭和２３年度は１億８１００万円の地方くじを発売したとされている。このように一部異なる公表があることになる。この点は、詳しく正確な資料を持つ被告東京都ないし被告みずほ銀行（旧第一勧業銀行）の説明を待つ他ない。）。

１９５５（昭和３０）年に政府宝くじが廃止されて、東京都が事務局となった全国自治宝くじについては、東京都においてその財源が不可欠となったというようなことは、東京都の税収等財政収入額が著しく向上していることからして全く伺えない。

ちなみに、都の一般会計歳入は、１９４８年度２００億円から年々増大し、１９５５年度には９４６億円、１９６０（昭和３５）年度には１９８７億円、１９７１（昭和４６）年度には１兆９９０億円、１９８０（昭和５５）年度に公債費会計別に新設されても１９８１（昭和５６）年度には３兆９４３億円と増加している。例えば、１９８６（昭和６１）年度の４兆１９２７億円のうち、都税は３兆２６９３億円で７８％の割合を占めるが、同年の宝くじ発売総額は約９０７億円、収益は４０９億円で、１％に満たない。東京都の宝くじ収入は、金額的には少額とはいえないが、国家規模ともいえる巨大自治体が富くじ収入に頼らねばならない理由は名実共にない。

５．実際の宝くじ収益金の使途と法の目的喪失

（１）敗戦後から１９５０年頃までの宝くじの事業内容やその収入と当時の財政事情及び支出目的をみると、宝くじ収益金は、形式上の戦災復興という特別の目的限定性も、また建前たる使用目的の限定を果たする使途も果たしていない。

（２）大阪府の公開資料によると、平成２５年度の収益金財源が使われたという事業は次のものである。

　①　まず、市町村振興費という名称の３１億２０８３万円（万円未満切捨て、以下同じ）がある。これは本来、宝くじ発行権のない市町村が宝くじ収益金をいわば「おねだり」したため、財団法人大阪府市町村振興協会という外郭団体をつくり（これも天下りの利権団体）、そこを通して政令市を除く市町村に一定割合で配るものであり、この配分自体は戦災復興など全く関係がない。

　②　①に付随して宝くじ社会貢献広報市町村助成事業費として１億円が広報事業補助として支出されるが、これは市町村に宝くじ収益金を配り、また宝くじ宣伝に協力させるためのものである。これも戦災復興はもとより直接府民の生活に貢献するものでない。

　以上①②は、市町村を宝くじ発行に協力させるためのバラ撒き金である。

　③　土地改良事業１９億４５７５万円を農道・ほ場等の整備、ため池等の防災のために使い、そのうち１億５２３５万円が宝くじ収益金からとしているが、この事業は国庫支出金５億３７１３万円、地方債２億１７００万円、その他特定財源と府の一般財源４億８０４６万円から支出しており、結局宝くじ収益金はこれらの一般財源の一部であり、適宜公共事業に使ったという形づくりでしかない。もちろん、この土地改良事業は証票法等に定める目的とは合致しない。土地改良事業は本来、国、地方自治体の一般的事業でしかない。

　④　同様に、森林整備事業９億５１９１万円については、国庫支出金、地方債、特定財源と一般財源３億２６６４万円からなり、その一般財源の一部１億３５７万円が宝くじ収益金から使ったというが、証票法等の目的に適合しない。

　⑤　同様に、道路橋りょう事業、河川砂防事業、公園事業、市街地整備事業、学校建設事業に、国庫支出金、地方債、特定財源も使い、府の一般財源のうち一部を宝くじ収益金で充当したという。

つまり、③④⑤の公共事業は全て同様に、全体の一部、しかも府の一般財源中で一律３１．３７％が宝くじ収益金からのものというのである。

　⑥　そして、大阪マラソン開催費（生涯スポーツ振興事業費）の９０００万円のうち、一般財源から４０００万円を支出しているところ、うち２５％の１０００万円を宝くじ収益金から支出したということにされている。

　結局、大阪府の使う平成２５年度収益金（純収入）は７３億５９５５万円であるも、府下の政令市を除く市町村交付分は３２億８３万円で、それ以外は、本来府が国の施策の下で国庫支出金を得て行う公共事業において、一般財源分の３１．３７％として適宜振り分けただけで、証票法のいう戦後のインフレーション対策はもとより戦災復興など全く関係のない状況である。

自らも公共事業とも言い難い大阪マラソンを無理矢理大阪府の社会貢献広報事業に位置付け、１０００万円を支出しているのである。

そして平成２６年度は、公共事業等というも国際交流、英語プロジェクト、老人福祉施設、子どもライフサポートセンターの運営、個人認証サービスの運営、上方演芸資料館の管理、地域創造負担金、企業立地の促進、ボランティア・ＮＰＯ施策、温暖化対策等々、戦災復興の目的と全く関係なく使うという。

今や大阪府にとって宝くじ収益金は、収入が一応ある以上、一般財源の中に入れてそれも支出しておくというものでしかない。

（３）大阪府は総務省のいう他の事業のためにも市町村に適宜配分して宝くじ収益金を使ったという。

　実は、自治省（総務省）は地方自治法３２条に規定する事業を定める省令を定めている。

　これは、昭和２３年の地方財政法で定められた当せん金付証票法による証票の発売は、総理大臣から自治大臣（総務大臣）の指定する「戦災による財政上の特別の必要」のある市にも認められ（３２条）、その戦災による財政上の特別の必要により当せん金付証票の発売を市に認める際に、具体的な事業を特定していた。それが法の授権範囲を超えて総務省の規定する事業を拡大した。

　かくして昭和６３年以降は次の①～⑨事業、平成２５年までに①～⑩の事業種に拡大して行われている。これらはおよそ証票法による宝くじの目的を逸脱している。

①国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

②地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業　　③地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

④衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

⑤美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

⑥大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業

⑦地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

⑧特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

⑨地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

⑩地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

　しかも、総務省の省令の法目的の逸脱だけでなく、自治体にとって公共事業と共に、公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要のあるという要件が加えられているのに、今日の宝くじ収益金使用は濫用されている。

地方自治体は上記①～⑩に形式上該当すればそれでよいというのではなく、各自治体にとって「地方行政の運営上緊急に推進する必要」が条件となっているが、これに対して要件審査は全くなされていない。大阪府も宝くじ収益金の配分にこの緊急要件などお構いなしに配り、配られた市町村も形式的に①～⑩のどれかに当たればよいとして、その内容を点検、審査もせず、「雑収入」として一般予算にくみ込んで使っているのである。

そして、各市町村は府市町村振興協会から交付を受けた金員について予め事業種目が印刷された表用紙を用いて、適当に当該市の計画する事業費の一部に使用したというだけのＡ４紙一枚の簡単な報告をしているだけである。（例えば、守口市のものは甲３１号証の１，２である。）

（４）このような宝くじ収益金の使用は、被告東京都、大阪府の関与する全ての宝くじについても同様であり、今や全国の都道府県、政令市、その配分を受ける市町村は、その他の雑収入金として計上するも、その逐一の意義や、まして「地方行政の運営上の緊急に推進する必要」など考慮していないのである。

まさに「赤信号、皆で渡れば怖くない」という違法状態である。このような違法状態の元での宝くじ発売は、直ちに止めなければならない。

**第２．現在も続く宝くじ販売の不法営業**

１．道路の不法占拠

　原告らは、提訴の何年も前から宝くじの販売活動をめぐる道路法や道路交通法違反について被告らに是正を求めてきたが、被告らは再委託業者が公道で不法占拠して営業していることについてチェックもせず是正していない。

　現在もあるその一例をあげると、大阪市中央区難波３丁目の通称難波センター街の宝くじ売場は、路上に①買い求める客のための鉄製ステップを設置し、②宝くじ販売のための幟台を３本、さらに③巨大な招き猫を設置している。

　かくも人通りの多いところで被告らが容易に眼が付くところでさえ、その改善を求めていないということは、この個所以外にも多数の不法な販売所がある証拠といわざるを得ない。

　被告東京都らは、地方自治法上の公共団体として不法占拠をなくすべきである。

２．不法・不当な宝くじの販売広告・表示

　ちなみに、宝くじの販売は提訴後も不法・不当な宣伝・広告・表示が続いている。その全てを列記することはできないが、先の準備書面で述べた不法不当な週刊誌広告は、２０１５年２月２０日～３月１３日発売の第６７３回全国自治宝くじ、いわゆるグリーンジャンボでも続いている。これも根拠のない迷信「しまう角には福来たる」等と消費者に宣伝して宝くじ購入を案内しているのは、消費者を宝くじ依存症にするものである。

　そして、全国の店々では今も「不成就日」や「仏滅」は表示せず、「大安吉日」と「一粒万倍日」だけを広告し、客の錯覚・盲信を拡げているのは相も変わらずである。

　ちなみに、先の難波センター街の宝くじ店は、不法路上占拠や看板だけでなく、特に自らの売場を「高額当選が出る売場」とし、七福神を描き、「大当たり、大当たり、千日前エスカール」と宣伝し、大当たりの大型スタンプ台まで常置している。そして招き猫には「幸運の売場　千日前エスカールＣＣ」と明記している。

　さらに、近時宝くじ売場では、すぐに当否がわかるスクラッチくじや、ナンバーズ３，ナンバーズ４やＬＯＴＯくじ、ミニロト、ロト６、ロト７を売っているところ、数字選びに困る人のために「あたるクン」なる機器を置いて１０００～１３６０円で販売している。そもそも数字選びが困難な人にまで機器を利用して買うことを勧め、数字くじを売るなど非常識かつ反消費者宣伝行動であって、地方自治体はもとより正当な業者の行う行為ではない。

３．被告みずほ銀行の宝くじナンバーサービスの不法不当性

　被告みずほ銀行は、宝くじの売上のために、購入者の好きな番号を１年分まとめて予約できるという販売をしている。

　これは、購入者が自分の好きな番号を何口でも申し込めるというもので、①宝くじの継続的購入（習慣化させた購入）、②大量購入を促すもので、いわゆる「宝くじ依存症」を増大させるものである。

　しかも、個人情報はさらなる「宝くじの購入案内」「取引の円滑化や市場調査」「営業研究開発」に利用するという。

本来、富くじの販売や購入は刑法に定めるとおり禁止され、宝くじが許可されてもその販売は抑制的でなければならない。証票法でも例外的な特別の事情により始められたものの廃止することが想定されているものであることは、これまでに詳しく主張している。しかるに、今もその販売利権の拡大のためにするもので二重三重に反社会的である。

また、宝くじのナンバーサービスに関して「過去１０年間に合計１７億４０００万円当選」とか、ナンバーサービスの実績として一等・前後賞合わせて３億９０００万円が１本、一等・前後賞合わせて２億円が２本、一等・前後賞合わせて１億５０００万円が１本、２等１億円が８本とし（これを合計すると１７．４億円）と宣伝している。しかし、実質ナンバーサービスで何億何千万円が販売され、客にいくら交付されたのかも示されておらず、売り手本位で購入客が誤解しやすい都合の良いところだけの宣伝である。

過去売り上げた一等は１ユニット（３０億円分）に１本なら、一等が４本当たるためには１０年間にわたり１２０億円（１年１２億円）もの購入があれば通常の確率といえるが、このナンバーサービスによる購入がそれ以下なら、自分の好きな数字という購入方式は「欺されている」ことになる。

そもそも自分の好きな番号（ex．オール１，オール７）を希望者全員が買えないことは明らかであり、結局好きな場合に代わる登録番号となるから、実態は宝くじ継続購入、システム購入登録に他ならない。

このような宝くじ依存症、嗜癖を生むシステム販売は不法である。

以上２，３の不法な販売活動は差し止めるべきである。

第３．被告らの人の弱い心理につけ込む不正、不当な商法

　「宝くじは買えばそれだけ貧乏になる」「宝くじは貧乏人にかける追加“重税”」と宝くじを正しく知る人は教える。しかし、「宝くじを買え、宝くじを買ったら６億円が当たる」と日々宣伝し続ける被告らに欺かれて、宝くじを買う人は絶えない。何故このようなことが生じるのか。

これは、宝くじが人の弱い心理を突いて（射幸心によって判断力が弱められたためでもあるが）正常な判断を誤らせ、バイアス（偏見）を持たせるからである。宝くじを買う人は「認知バイアス」という心理に影響を受けている。

この「認知バイアス」には様々なものがある。人は将来に一抹の不安を抱えるが、心配してもストレスが溜まるだけなので「自分は絶対に交通事故にあわない」「自分は健康で長生きする」などと楽観的に考え信じる傾向がある。これは「感情バイアス」と呼ばれる。

このような心理上の「認知バイアス」で宝くじを買い続ける心理について整理すると次のとおりである。

（１）感情バイアス

　宝くじは当たらないという説があっても、「他の人には当たらないけど自分だけは当たるかもしれない。当たる気がする」と、幸運が自分に舞い降りるイメージを抱きがち。

（２）確証バイアス

　「宝くじの高額当選者の７割は１０年以上買い続けた人」といった伝説宣伝を信じ込む。相反する証拠があってもそれを認めたくないので、自分にとって都合の良い情報に頼る。

（３）正常性バイアス

　宝くじに多額の資金をつぎ込んでいる人が、宝くじ事務協会発表の「２０１１年１億円以上の当選者は４９７人で１８時間に１人の億万長者が生まれる。１０００万円以上の当選者は３３９９人で３時間に１人のペース」と聞くと、自分の行動も正常と軽く考えてしまう。

（４）喪失不安バイアス

　今まで何年も宝くじを買い続けていたのに途中で止めると、これまでの努力も資金も全てムダになってしまうと感じる。

（５）集団同調性バイアス

　多くの人が売り場に並んで買うのを見ると、自分も仲間に加わることでチャンスが舞い込むように思い込む。

（６）正当化バイアス

　自分にツキがあると思えば他人の分まで買ってあげようと積極的になり、逆にツキがないと思ったらツキのある人に買ってもらおうとする。

（７）アンカーバイアス

　自分より運が悪い人、気の毒に思っていた人が当たると、自分にもチャンスがあるはずという気分になる。

　これらの心理、認知バイアスの中で「確証バイアス」は途中で宝くじをやめられない心理にさせ、いわゆる「宝くじ依存症」を生んでいる。そして、これにはまると宝くじをやめられなくなる。やめると今まで買い続けてきたお金、時間、苦労が無駄になるように思う。被告らは宣伝・表示でこのような認知バイアスを維持し高めている。この心理は行動経済学でいうサンクコスト（sunk costs　生産をやめると回収不能になる埋没費用）の罠となり、購入者はますます「宝くじ依存症」にしていくのである。

宝くじ売り場でも、大当たり七福神の絵で「高額当せんが出る売場」広告や「大安吉日」「一粒万倍日」の宣伝表示から店の前の路上の「招き猫」まで、全てこれらの認知バイアスを高めるものである。

被告らの宝くじに関する宣伝・表示は、購入者にこの「確証バイアス」をはじめ「認知バイアス」を育て、「宝くじ依存症」を強めている。そして、この継続的な宝くじ購入者を育てて宝くじを売っているのである。

さらに、ロト７、ロト６、ミニロト、ナンバーズ３、ナンバーズ４など、宝くじ売り場は換金所でもあり、その場でのナンバーくじはもちろん、連日賭場の役割を持つ。その販売を早くするために「あたるクン」などというボタンで数字の決まる機器まで客に売り、且つ使わせている。

　以上、消費者、購入者を錯覚させる販売は止めるべきである。

**第４．宝くじの儲けすぎと消費者収奪の違法**

宝くじの「儲けすぎ」については、谷岡一郎大阪商業大学学長がその著『カジノが日本にできるとき』（ＰＨＰ新書）の日本のギャンブルの現状の項において、「宝くじに至っては年間五〇〇〇億円以上の儲けを得て平然としている。宝くじは『夢を売る』のだそうだが、現実はそうではない。筆者による最近の研究（谷岡、二〇〇二）では、宝くじは上昇の機会が閉ざされている人々に、より多くプレイされていることが判明している。特に新発見として、社会的弱者の中でも『トラウマを多く持つ人』がより多くプレイしていることも示されているが、これはリストラされたり、一家の大黒柱が事故に遭ったり、離婚したり、といったハンデを背負うことが宝くじ購入の動機となっていることを示唆している。つまり、もう宝くじにでもすがるしか打開の道がないのであろう。『夢を売る』と言えば聞こえはよいが、実態は独占によって五〇〇〇億円もの新たな税金を得る。しかもその多くの部分が、より社会的に弱い立場の人々からしぼりとった税金なのである。」と明確に指摘している。

この指摘は、谷岡教授らだけの調査報告ではない。アメリカのムンティング・ロジャー論文の報告を引用して、徳大寺彩氏も同様に指摘している（「ギャンブルの社会学」第１２章）。

すなわち、一般消費者（特に社会的に弱い立場の人）に夢を売る　―客からいえば、夢が買える―　と錯覚させて搾り取る金なのである。このため被告らは、射倖心を煽り、購入者の認知バイアスを招く宣伝・表示をし続けているのである。

これらの地方自治体の富くじ発売により消費者に与えるものは、ギャンブル依存症の生産をはじめとする消費者全体への被害である。

なお、宝くじのようなtotoは外国にもあるが、日本における客からの収奪度（控除率）は５５％と世界一高いのである。そして、この消費者への収奪や実際の当せん率の低さなど全く教えず、一等当せん金の巨大な金額やテレビ、新聞、雑誌、電車内広告を含めた誤解を招く広告宣伝で射倖心を煽っている。

　以上、収奪的で反消費者的な宝くじ事業は止めるべきである。

**第５．宝くじとギャンブルの負の公共性――反公共性、反社会性**

１．地方自治体の役割と宝くじ発売の公共性のないこと

　国や地方公共団体の政治は「国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」（憲法前文）ものでなければならない。

地方自治法（以下、法という）１条の２は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と定める。

かくて法２条１４項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする。

ところで、宝くじという富くじの発売そのものには公共性、公益性はない。むしろ、賭博・富くじ行為であり、反社会的、反福祉的である。

　被告東京都も大阪府も本来、地方自治体として宝くじの発売そのものが住民の福祉の増進を図るものであるかを常に重視していなければならない。もとより、ここでいう「福祉の増進」とは法の定める憲法的価値を有する所定の福祉目的をいうのであって、それに必要な財源は基本的には憲法３０条により定められる租税法律主義の下での国税（それが地方に配分される）地方税によるのである。

　宝くじや公営競技（という公営ギャンブル）で収入を得ることそのものは住民福祉の目的にも入らず、増進にもならない。

　刑法１８５～１８７条の例外として認められた公認賭博や富くじはあくまで例外的なもので、その賭博開帳や富くじ発売に積極的な公共性（福祉）はない。

　刑法１８５～１８７条で禁止される賭博や富くじ発売行為は、昭和２５年１１月２２日の最高裁大法廷判決のいうように「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風（憲法二七条一項参照）を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらあるのである。これわが国においては一時の娯楽に供する物を賭した場合の外単なる賭博でもこれを犯罪としその他常習賭博、賭場開張等又は富籖に関する行為を罰する所以であつて、これ等の行為は畢竟公益に関する犯罪中の風俗を害する罪であり（旧刑法第二篇第六章参照）、新憲法にいわゆる公共の福祉に反するものといわなければならない。」のである。

　この判旨にあるように、例外的に第二次世界大戦後の戦災復興の下で当分の間と限って認められた証票法による宝くじであっても、宝くじ販売そのものが福祉行政ではないことを明らかにしている。

　また、地方財政に寄与すると認めた地方財政法の附則３２条も、宝くじ発売そのものが住民福祉と認めているのではない。それは、証票法により認められた宝くじによる「収益」を地方の特定された公益増進に使うよう定めているだけである。

　この点、宝くじ収益金が公共事業や公共目的に使われていることで、宝くじ発売に公共性があるかのような誤解を持つことのないよう念を押す。

　マフィアやヤクザが違法賭博をしたり、不法な収益活動で得た金でも「金」に色はないとして有効に公共事業・公益活動に使えば問題がないと、裁判所が誤解されることはないと思うが、このような「金」の使い道だけでの宣伝に惑わされないよう期待する。

２．宝くじ発売の強固な反公共性

　刑法で定めているように、富くじという富くじは公共の福祉に反するものであるが、戦災と財政上の必要という一時的で例外的なものが宝くじであった。

　しかし、最高裁判決がいうように、賭博（ギャンブル）についての社会的弊害のあることに加えて、今日では宝くじ購入者を含むギャンブル依存症が社会的に大きく認知されている。

　宝くじは、パチンコ・スロットや他の公営競技に比べれば、のめり込んで病気になっている人は相対的に少ないようにみられてもいるが、宝くじだけでもギャンブル依存者は生まれており、他のギャンブルと併せて依存症となっている人もいる。

　特に宝くじは、宝くじ公式サイトにおいて、宝くじ購入経験者を８３４４万人で人口の７８.５％（平成２５年４月調査）とし、最近１年のうちに購入した「宝くじ人口」は５２.６％（推計人口約５５９２万人）、月１回以上購入した「宝くじファン」は１１.３％（推計人口約１２０６万人）としているように、多大な富くじ経験者を生み続けている。

　宝くじ公式サイトによれば、全国の中でも大阪府は「宝くじファン」率が高く１６.３％で第１位、東京都は１３.６％で第２位である。そして、数字選択式宝くじの拡大によりその購入経験者は過去最高の３０.８％（全体平均）で、４０代では４４.６％に達するという。

　平成２５年４月実施の（一財）宝くじ協会の調査では、購入者推定人口５５９２万人で１人当たりの年間購入金額は平均２５２１０円となっているが、これら購入者の理由は公式サイトが認めるように「賞金目当て」と「大きな夢があるから」というもので宝くじ広告宣伝に乗ったものである。

　いかに反公共性のある富くじが展開されているかがわかる。

３．宝くじによる人々の賭博ギャンブル行為へのマヒと依存症の生産

日本の公認ギャンブルで一番参加人数が多いのは宝くじである。その人口は被告らのサイトでも５千万人超という。次いで多いのは脱法ギャンブルのパチンコ・スロットで１０００万人余といわれる。

　ギャンブル依存症の原因となるに最も多いギャンブル種はパチンコ・スロットであるが、実は宝くじやその他地方自治体の主催する公営競技によるギャンブルも兼ねている者が多い。宝くじは未成年者への販売が法的に禁止されておらず（サッカーくじtotoは１９才未満禁止）、被告らの売場では成年者の身分証明をとらず未成年者でも売られているので、未成年からできるギャンブルとなっている。

２０１１年公表の厚生労働省の委託研究調査では、約５０００人の成人調査でギャンブル障害は男９.６％、女１.６％、全体で５.６％だった。これによると５００万人以上のギャンブル依存者がいるという計算になる。

そして、２０１４年８月の調査報告では、約４０００人の成人調査で男８.７％、女１.８％、全体で４.８％の有病率で、これによると５３６万人のギャンブル依存者がいると公表された。

いずれの調査も１９８０年以降のアメリカやＷＨＯの採用する基準によった調査である。

このギャンブル障害が日本に多いのは、パチンコ・スロットの普及、日常性が原因といわれているが、パチンコ・スロットだけでなく、公営競技や宝くじという公営ギャンブルによっても障害を起こしている。

２００５年からギャンブル症者の診療を多く行い、ギャンブル障害の実態を学会でも公表したのは森山成彬医師だった。２００８年の精神医学第５０巻第９号とその後の同氏が帚木蓬生というペンネームで出版した著作『やめられない　ギャンブル地獄からの生還』（集英社）によると、１００人を対象に詳しく調査したところ、パチンコ・スロット関係は圧倒的であるが、実はパチンコ・スロットと競艇や宝くじを兼ねている者や、宝くじだけでギャンブル症者となっている者のいることを指摘されている。

すなわち、宝くじは前記のとおり、パチンコ・スロットと並んでいつでもどこでもできるャンブルとして参加者を増やしており、ギャンブルの中でも老若男女問わず手を染めるものとなっている。現に宝くじとtotoは、今や子供も視るテレビでのギャンブル広告の主役であり、市民の目に日常的に触れさせ、本来は刑法で禁止されるギャンブルだとの警戒心さえなくす形で勧誘しているのである。

４．反教育性―警告なきギャンブル勧誘

　ギャンブル依存（障害）に関しては他の依存―はまりやすい行為との比較一覧表がある。この１位～４位はコカイン、ヘロイン、アンフェタミン（興奮剤、覚せい剤）で、これに次いで５位がギャンブルである。ちなみに６位はマリファナ、７位はタバコ、８位はアルコールである。（『ギャンブルフィーバー』谷岡一郎著）

　ギャンブルは依存（はまりやすい）第５位にある。そして１～６位は多くの国で禁止されている。第７位のタバコは今日では販売も利用もかなり厳しい制限がつき、いつでも喫煙その他使用できるようにはなっていない。購入の年齢制限（要証明書）、使用の場所、使用の時間等の限定は当然となっており、そもそもタバコの購入勧誘の宣伝はない（できない）。それどころか、購入者に対しその使用が本人の健康のみならず家族や周辺の他人に対し病気をもたらす危険をわかりやすく警告している。これをギャンブルでいうなら、ギャンブルがその本人家族に害を及ぼし、社会へ病を増大させていると警告し続けているのである。

　これに対し、宝くじは、相手構わず、未成年だろうと病人だろうと貧者だろうと、またその購入金が犯罪、脱税、その他反社会的なものだろうと金さえ払われれば無条件且つ大量に売っている。そのギャンブル資金の出処など全く問題にしていない。年末ジャンボをはじめ一人で数十万、数百万円単位で購入する熱狂的買主に宝くじ券の束を渡していることがテレビでも報じられている。

　すなわち、富くじ・賭博行為が子ども達にも当たり前に見えるように路上にて今の宝くじは売られており、その売り方は幟広告まで路上に並べ、ジャンボくじなどは多色のハッピを着た売り子が路上に出てマイクまで使って売っているのであって、その宝くじが本来は富くじで禁止されるべきものだということの教育のひとかけらもない反教育の有様である。

　高校生がパチンコをすることの批判・非難があるが、これは１８才未満禁止の規制がある故によりはっきりしているといえる。ところが、宝くじは１６歳の子が普段着で売場に行って買っているし、売場は買主にタバコのような成年の証明を得ることなどさえしていない。

　特に近年の宝くじの宣伝・販売はテレビなどで青少年や子どもの視聴時間帯にもことさら人目を引く勧誘をしている。子ども向けのマンガを利用したり、社会的差別発言さえ利用するものとなっている。このことは訴状（１８～２０頁）で詳しく述べたが、被告らは全く反省もなく、どこが悪いと開き直っている。

５．宝くじに乗じた悪徳詐欺商法の放任と背任

　宝くじは、特定の番号が出やすいなどというようなこともなく、当せん番号の予想はできない。しかし、ロトやナンバーくじなどの宝くじ発売に乗じてまるで当てる方法があるかのように誘う詐欺本や財布などを販売する悪徳商法がなされている（甲４３～４６号証はそのほんの一部）。

　これらに対し、原告らは直接消費者行政当局にこの悪徳商法の取締りを求めてきた。特に被告らには、その不法な詐欺商法について具体事例も示して数次にわたる申出をするも、被告らは、①自らがしているものではない、②法的取締当局ではない等として無視、放置している。

　本来、住民福祉を求める地方自治体であれば、原告らの意見も真摯に聴き、資料を集め、詐欺本などの販売を自らしていなくともそれを取り締まるのが責務である。ところが、被告らはそれをしない。

　少なくとも、宝くじの当せんは事前予測できないし、高額当せんを当てる方法などないという事実を歪めて宣伝する出版物や宣伝販売は、宝くじ「事業」の正常さを損ねる行為である。被告らは、発売元としてその不正行為を業務妨害としてでも是正しなければならない。

　これは、宝くじ当せんのためとして根拠がないものを売る不当な「詐術本」、当選数字のわかる予想ルーレットや宝くじの当たる財布などに欺されて宝くじを買ってくれれば、結局売上向上に役立つとの計算から放置しているといわざるを得ない。

　これでは国民福祉のため、消費者のために消費者行政を行うべき地方自治体として背任であるし、「詐欺」への共同である。

６．以上のとおり、反公共性のある宝くじは、国民にギャンブル依存症を含む被害をもたらし、反教育性、反消費者性があるから、その販売を差し止めるべきである。　　　　　　　　（以上）